

【会計・税制分野】

◆優秀

「相続税・贈与税と所得税が交錯する場合の二重課税問題とその調整の方向性について

—長崎保険年金事件を題材にして—（早稲田大学大学院 修士論文、2012）

増田 素（株式会社 岩波書店 経理部）

現在、我が国においては様々な二重課税問題が存在しているが、その中で筆者が注目したのが「相続税・贈与税と所得税の二重課税問題」である。この二重課税は、相続税によって取得する財産につき、生命保険金に始まり、土地や建物、退職給与、有価証券などについて、様々な論点を含んでいると考えられる。この相続税と所得税に関する問題の代表的な例でもある生命保険金については、平成 22 年 7 月 6 日に最高裁判所第三小法廷にて、生命保険金を将来に渡って年金形式で受け取る場合の年金受給権の一部について、雑所得として所得税を課税することが、相続税と所得税の二重課税に該当する、とする判決が下された。この画期的な判決により、この問題は、今後、税法上多大な影響を及ぼすことは確実であると推測される。

死亡した人の相続人が取得する生命保険金は、相続財産とみなされて相続税の課税対象となり（相続税法 3 条 1 項 1 号でいういわゆるみなし相続財産に該当）、所得税の課税対象からは外れる（所得税法 9 条 1 項 16 号の非課税所得に該当）。しかし、その保険金を年金払生活保障特約年金として、年金形式で分割して受け取る方式を取ると、毎年の受給分は雑所得として課税されて、所得税が課税されることになっていた。本稿では、今まで当たり前に行われてきたこの課税方法を否定した、いわゆる「長崎保険年金事件」を題材として、相続税と所得税にまつわる二重課税問題について、生命保険金以外の財産を含めてどのように調整していけば良いのか、について検討する。

すなわち、年金型の生命保険金以外にも、定期預金の利息などに所得税と相続税の二重課税問題は残されている。定期預金については、相続開始時点において定期預金の元金と利息（利息計算期間の開始時から相続開始時までの経過利息部分で税引き後の金額）に相続税が課税されるが、その定期預金を取得した相続人が相続後に満期を迎えた場合には、利息計算期間の開始時から満期日までの期間に対応する利息に対し所得税が課税される。つまり、利息計算期間開始時から相続開始時までの期間については、相続税と所得税が二重課税ということが考えられる。また、定期預金以外にも幅広い金融商品の課税の見直し等に影響が及ぶ可能性がある。さらには金融商品以外でも、譲渡所得の対象となる土地や建物等の不動産などを相続し、相続後にその不動産を第三者に譲渡した場合にも、この問題が生じると考えられる。

このように、この最高裁判決が影響を与えるところは、単に生命保険金だけの問題にとどまらず、その他の資産にも大きな影響を及ぼすことになる。このことは、相続税又は贈

与税と所得税との関係について、総合的に再検討する必要があることを示唆している。また、このような問題については、各国との比較を行う必要性もある。

アメリカやイギリスなどが採用している、相続人の数や遺産分割に関係なく、被相続人の財産のみに着目して課税する「遺産課税方式」、ドイツやフランスが採用している相続人毎にどのくらい財産を取得したかに着目して課税する「遺産取得課税方式」、一方で日本が採用している両者の折衷方式である「法定相続分課税方式」、これらの方式と所得税との関係も考察し、相続税、贈与税、所得税のそれぞれの課税方法について検討していく。その上で、これらの問題点を全て集約し、それを踏まえて今後の調整のあり方とその調整方法について論じていく。

本論文の構成では、第 1 章において、今回の問題を考えるにあたり題材となった「長崎保険年金事件」の概要と各判決の要旨をとりまとめ、さらに同事件から提起された問題点について検討を行った。第 2 章においては、相続税・贈与税・所得税のそれぞれの課税方法と課税関係について総合的に検討し、第 3 章において、主要国における課税状況を検討し、第 4 章において、問題点を集約した上で、今後の調整のあり方について提言することとした。

---